

議案第56号

三朝町営国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例の廃止について  
次のとおり三朝町営国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例を廃止す  
ることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、  
本議会の議決を求める。

平成10年3月20日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例  
三朝町営国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成6年三朝町条  
例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。